平成２８年（フ）第７３号
北海道苫小牧市栄町１丁目３番28号　メゾンなぎさ103号
債務者　畑山　哲哉
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第７６号
北海道苫小牧市豊川町４丁目12番８号
債務者　石浦　一美
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３３号
秋田県能代市落合字古悪土130　なかよし福寿草、住民票上の住所秋田県能代市字大内田24番地
債務者　大山　　顕
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１０８号
茨城県牛久市田宮町366番地20、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘２丁目18番地１　シャルマンＭＫⅡ201号室
債務者　神崎　貴征（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３９号
名古屋市緑区鳴海町字細根84番地の４　鳴海201―201号
債務者　服部　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４５号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地市営竜が台住宅12―1004号
債務者　川本　育枝
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０５号
兵庫県伊丹市森本１丁目１番地の４県住森本高層311号
債務者　植田　美幸
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
兵庫県川西市萩原１丁目４番７号　Ａ―302
債務者　倉重　広志
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目14番地の４　清園マンション206号、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目４番地の１　コートハウス206号
債務者　福田　光司
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８４号
兵庫県尼崎市道意町２丁目７番地の30、前住所兵庫県尼崎市菜切山町37番地の26
債務者　藤原　真弓
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９２号
兵庫県西宮市上甲子園１丁目２番23―403号
債務者　山根　エミ
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１号
広島県尾道市向島町7763番地１
債務者　木曽智江子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第６２号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目２番28号　メゾン・ラフォーレⅡＣ棟102号、前住所愛媛県西条市新田90番地２
債務者　冨井　賢一
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１００号
佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬1552―３　Ｃ．Ｇ．Ｏルミエール301号、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3250番地
債務者　宮崎　　瞬（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０１号
佐賀県西松浦郡有田町南山丁333番地１
債務者　伊藤　圭亮
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０４号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久2275番地
債務者　井戸　直基
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０５号
佐賀県嬉野市塩田町大字真崎653番地３　桑原コーポ３号
債務者　香月　玲子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部